

京都市告示第 56 号

京都市私道の変更又は廃止の手續に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第3号及び同条第2項の道路の廃止の承認をしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成20年4月7日

京都市長 門川大作

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	道路の廃止の申請者
第5806号	平成 20.3.3	メートル 4.00	メートル 121.84	京都市中京区西ノ京小倉町10番地(一部), 10番地2(一部), 星池町4番地10(一部), 2番地3(一部), 梅尾町44番地1(一部)及び 2番地9(一部)	京都市長 門川大作
		4.00~ 4.30	0.50		
		4.00~ 5.30	1.10		

(都市計画局建築指導部建築指導課)